

厚生労働大臣が定める掲示事項

【保険医療施設に関する事項】

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療施設です

開設者 医療法人社団慈正会

管理者 原 崇文

【明細書の発行状況に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行

の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その

点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明

細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【各種施設基準の届出状況】

当院は、以下の診療報酬上の項目について、関東信越厚生局茨城事務所に届け出ています。

- ・時間外対応加算1
- ・後発医薬品使用体制加算2
- ・婦人科特定疾患治療管理料

- ・一般不妊治療管理料
- ・がん患者指導管理料
- ・H P V核酸検出及びH P V核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・外来後発医薬品使用体制加算

【長期収載品の処方等又は調剤に関する事項】

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。
※みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【医療情報取得加算】

ア オンライン資格確認を行う体制を有しています。

イ 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

【後発医薬品使用体制加算】

ア 入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。

イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。

ウ 医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします。

【外来後発医薬品使用体制加算】

ア 当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。

イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されております。

ウ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には患者に十分に説明いたします。

【一般名処方加算】

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤

できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

なお、令和6年10月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希

望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。(先発医

薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。)

ご不明な点当ありましたらお知らせください。